

○国立大学法人金沢大学法人監査室設置要項
(平成 23 年 8 月 10 日規程第 1634 号)

(設置)

第 1 条 国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)に、学長のもと、監事監査の支援並びにその他の監査の企画、立案及び実施のため、金沢大学法人監査室(以下「法人監査室」という。)を置く。

(業務)

第 2 条 法人監査室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 監事監査の支援に関すること。
- (2) 監査(前号の監査を除く。)に必要な事項に関すること。
- (3) 監査の結果に基づく事後調査及び業務の改善・合理化の推進に関すること。
- (4) 外部監査実施に伴う連絡調整に関すること。
- (5) 所掌事務の調査統計及び報告に関すること。

(組織)

第 3 条 法人監査室に室長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 その他、法人監査室の事務組織については、別に定める。

(雑則)

第 4 条 この要項に定めるもののほか、法人監査室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 23 年 8 月 10 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。